

施設基準に係る手術件数

<医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表 第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術>

	手術件数
●区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	4件
イ 黄斑下手術等	28件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	46件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	71件

	手術件数
●区分2に分類される手術	
ア 靭帯断裂形成手術等	5件
イ 水頭症手術等	17件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	7件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除手術等	20件
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術	24件

	手術件数
●区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	1件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	11件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	5件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	4件
キ 同種死体腎移植術等	0件

	手術件数
●区分4に分類される手術	
腹腔鏡、胸腔鏡等による手術	1,076件

	手術件数
●その他区分に分類される手術	
人工関節置換術	141件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	13件

経皮的冠動脈形成術	
(急性心筋梗塞に対するもの)	6件
(不安定狭心症に対するもの)	10件
(その他のもの)	61件
経皮的冠動脈ステント留置術	
(急性心筋梗塞に対するもの)	15件
(不安定狭心症に対するもの)	18件
(その他のもの)	210件
経皮的冠動脈粥腫切除術	26件
骨折観血的手術(大腿) 48時間以内に施行	59件

対象期間 2024年1月から2024年12月